

事務連絡
平成22年12月17日

各都道府県建設業協会専務・事務局長殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
〔 公 印 省 略 〕

国際海上固体ばら積み貨物規制（IMSBCコード）発効に伴う
事務手続き等について

拝啓 寒冷の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、国土交通省海事局より上記規制の発効につき、通知がありました。詳細につきましては、下記ホームページに掲載されておりますので、本規制と関わりが深い会員企業様が所属されておりましたら、適宜周知していただきたくお願い申し上げます。

○国土交通省海事局ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/maritime/safetyenv/kotai-shinsa/kotai-shinsatop.html>

以上



国海査第452号
平成22年12月1日

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼 健一 殿

国土交通省海事局
検査測度課長



国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBCコード）発効に伴う
事務手続き等について

固体ばら積み貨物の海上輸送の安全規制については、国際的な安全基準として、海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づく国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBCコード）が平成23年1月1日から発効します。これに伴い、わが国では特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関連告示等の改正を公布（規則は平成22年9月24日公布済み、告示は平成22年12月22日公布予定）し、同コードの内容を取り入れています。

改正により、特殊貨物船舶運送規則第15条の2の3に基づき、船舶に固体貨物をばら積みして運送しようとする場合に、荷送人は当該固体貨物の性状及び積載の方法について、地方運輸局長の確認を受けなければならないこととされたことから、同確認の申請の手続き等を新たに別紙のとおり定めましたので、通知します。